

未来を準備

# かしこいパパ・ママの 人生劇場



結婚は人生の一大イベントです。  
でも、それがゴールではありませんよね？  
妊娠、出産、子育て…、むしろ、スタートです。  
これから先、どのようなイベントがあり、  
それに向けて何が必要か、夫婦で考えてみましょう。

家族で  
アウトドアしたい！

家事は  
分担したほうがいい？

どんな支援制度が  
あるのかな？

いろいろなことに備えて  
お金を貯めたい！

# 結婚

新婚ほやほやの<sup>ふしお</sup>富士男と<sup>ちゃこ</sup>茶子。

2人とも会社員。

結婚したけれど、

仕事と家庭の両立にちょっと不安…。

将来は大丈夫かな？

大好きな仕事を  
続けたい

2人の給料で  
育児ができるかな？

子どもは何人ほしい？

マイホームが欲しい！



働きながら  
子育てしたい！

## 将来の計画を立てよう！

例えば、「結婚して2年ぐらいで子どもを作ろう」と計画しておけば、旅行やマイホーム、貯金など、無理なく計画的にできますよね。ざっくりで良いので、まずは考えてみましょう。



次は 妊娠 について考えてみよう！

# 妊娠



母子ともに  
健やかに  
出産するための  
大切な期間です！

ママの体調の変化に気遣いながら、  
出産の準備や  
産後のことも  
考えておきましょう。



## どうする？ 夫婦の仕事

働いているママは産休や育休の  
時期や期間などを考えておく必  
要があります。パパは育休や  
出産後の育児を考えて働き方  
改革を！

## 母子健康手帳を活用！

妊娠・出産の経過から乳幼児期  
の健康・発達の記録、妊娠・出産・  
子育てのアドバイスなど、ママに  
大切なことがたくさん書かれて  
います。

### 問題

## 01

結婚2年目に待望の赤ちゃんができた！  
母子健康手帳は  
どこで交付してくれるのでしょうか？



A

市役所・町役場

B

インターネット

C

病院

答えは次のページ



# 妊娠

答え。

A

市役所・町役場

子どもが  
6歳になるまで  
使うんだね!



ママになる  
自覚が  
出てきたわ!

解説



自分の住んでいる市町の役所で「妊娠届」に必要な事項を記入して提出すればその場でもらえますが、市町によっては産院の証明書などが必要な場合もあるので、あらかじめ確認しておきましょう。

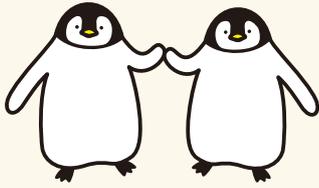
## ここもポイント

母子健康手帳を受け取ると、無料の健診や訪問指導を受けたり、市町が主催する母親学級や両親学級などに参加することができます。積極的に活用しましょう!

次は **出産** について考えてみよう!



# 出産



私たち、  
立ち会い  
出産にする？  
決めておこうペン！

赤ちゃんのケア、  
出産後に必要な手続きなど

## どんな準備や 心構えが必要？



### 産後のママにやさしく

産後のママは心身ともに疲れています。授乳中はホルモンバランスが乱れて髪や肌がカサつき、体調が不安定になることも。パパの支えが必要です。

### 各種届出が必要

出生届は出生日を含め14日以内、児童手当は出生後15日以内。子ども医療費助成、健康保険加入など、期日を確認の上、手続きをしましょう。

問題

02

大事な、大事な出生届。  
さて、出生日から何日以内に出すでしょう？



A

1か月以内

B

7日以内

C

14日以内

答えは次のページ



# 出産

答え.

C

14日以内



## 届け時に必要なもの

- 署名押印済みの出生届
- 母子健康手帳
- 出生証明書
- 印鑑

### 解説



出生届は、赤ちゃんが生まれてから14日以内に役所に提出しなければなりません。出生日も1日分としてカウントされるのでご注意を。用紙は病院や産院、役所の戸籍係の窓口でもらえますよ。

### ここもポイント

出生届に記入する内容は...

子の氏名／パパ・ママとの続柄／生まれたとき／場所／父母の氏名／生年月日／本籍／父母の職業など。出産後は忙しい日々が続きます。妊娠中にじっくり、子の名前を決めておきましょう！

次は子育てについて考えてみよう！

# 子育て



夫婦の助け合いが  
ポイントだペン

いよいよ、子育ての最初の一步。

## 子育てに必要な知識を 身に付けておきましょう。



### 家事・育児を 協力し合おう

赤ちゃんは寝返りをはじめの頃から動く範囲が広がります。その分目が離せなくなり、家事もままならない状況に。「できる人がやろう」精神で協力し合いましょう。

### 幼稚園と保育所の 違いを知ろう

幼稚園は子どもを導く「教育」の場で3歳以上が対象。一方保育所は、「家庭で保育できない児童を保育」する場で、0歳以上が対象となります。

### 問題

## 03

2019年10月より「幼児教育・保育の無償化」がスタートしました。対象となる子どもの年齢は？



A

0~3歳

B

3~5歳

C

0~5歳

答えは次のページ



## 子育て

答え。

C

0～5歳

行ってきま〜す！  
子育て世代に  
優しい制度が  
できて良かった！



バイバイ

お預かり  
します

幼稚園

3～5歳

教育

保育所

0～5歳

保育

認定  
こども園

0～5歳

教育・保育

地域型  
保育事業

0～2歳

保育

解説



**3～5歳の利用料が無償化**  
(0～2歳は非課税世帯が無償化)

**非課税世帯  
が無償化**

幼稚園・保育所・認定こども園に通う

3～5歳の子どもたちは利用料が無償となります

(備品代・給食費は除く)。また、0～2歳児は、

住民税非課税世帯の場合、利用料が無償となります。

こどもポイント 

幼稚園と保育園の両方の良さを兼ね備えた、保育と幼児教育を一体的に行う施設。4タイプがあります。

幼保連携型  
こども園

幼稚園型

保育所型

地域裁量型

「認定  
こども園」  
とは…

おつかれさまでした！

子どもと触れ合ったり、遊んだり。  
将来の楽しい日々を想像してみよう。

「かしこいパパ・ママの人生劇場」いかがでしたか？  
「妊娠」、「出産」、「子育て」により、仕事も生活も  
大きく変わることがわかりましたね。  
子どもを授かるというとても素敵なイベントを  
楽しむためにもライフプランを立ててみましょう。  
2人で相談し合い、楽しく充実した人生を！

アンケートに回答し、  
受講証明書を発行しましょう。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-130/shinnseikatu.html>

未来を準備

かしこいパパ・ママの  
**人生劇場**

静岡県

